

▶都税事務所からのお知らせ

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です（23区内）

2月28日（木）までに、納付書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。納税には、安心で便利な口座振替をご利用ください。パソコン・スマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。詳細は、HPまたは下記問合先へ

問：〈課税〉所轄都税事務所の固定資産税班

〈納税〉所轄都税事務所の徴収管理班

（大田都税事務所 03-3733-2411）

〈口座振替〉主税局徴収部納税推進課 03-3252-0955

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります。（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。）

詳細は、HPまたは下記問合先へ

問：主税局課税部課税指導課 03-5388-2969

※具体的な税額等に関する問合はお住まいの区市町村へ

指導サポート料（決算カンパ）のお願い

平成26年4月に消費税が、5%から8%へ引き上げられました。

消費税の増税以降会費の値上げを行わず、平成19年7月に会費の値上げを行って以来、何とか頑張つてまいりましたが、平成31年の消費税の増税を前に、財政の強化を図ろうと正副会長会議や理事会などで検討してまいりました。しかしながら、財政状態の厳しさはなかなか解消できるものではなく、何とか会費を再度値上げせずに済む方法を模索してまいりました。

全体的な会費の値上げは今回は見合わせ、決算申告期の指導に対するカンパを、皆様から少しだけご負担いただければとの結論に至りました。

大変心苦しいのですが指導サポート 1件につき、1口1,000円以上 の指導サポート料をお願いすることとさせていただきます。

このサポート料は、臨時でかかる指導員、電子申告などでかかる郵送費・人件費、また消費税の増税に係る経費負担分として利用させていただきます。

何卒、今後の運営のためにも、ご理解の上ご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

税務上の取扱い

指導サポート料として納入いただきますので「会費の納入」と同様の取扱いとなります。

確定申告期 スケジュール

平成30年分 所得税決算申告指導	予約制受付	平成31年 2月1日(金)～3月7日(木)	完全予約制 お電話でご予約下さい。土曜日のご予約は、2月16日、2月23日、3月2日の午前中のみとなります。 ※1月7日以降にご予約された方は、予約ハガキの発送は行いませんのでご自身でメモ等をお取りください。
	先着順受付	平成31年 3月8日(金)～3月15日(金)	受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分 土曜日の指導は3月9日の午前中(11時まで)のみです。 ◆例年混雑しますので、予約制の期間をご利用下さい。
平成30年分 消費税申告指導	先着順受付	平成31年 3月22日(金)～4月1日(月)	受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分 土曜日は営業しておりません。 ◆平成28年分の課税売上高が1,000万円以上の方等は、平成30年分の課税売上高が1,000万円未満でも確定申告が必要です。

「確定申告のご相談」お出かけ前チェックリスト

チェック欄	チェックする内容
	平成28年・29年分の決算書、申告書の控えはありますか？（2年分が必要です） (損失・株の申告・修正・更正があった場合はその控え) ※但し株の申告については事前相談が必要です。
	各種帳簿、月別集計表の記入・合計は出来ていますか？
	自由業・給与所得者は支払調書・源泉徴収票はありますか？
	年金受給者は日本年金機構（旧社会保険庁）等より送られてくる源泉徴収票がありますか？
	申告会から送られてくる減価償却表はありますか？
	減価償却の対象となる資産の購入・変更のある方は明細書・領収書はありますか？
	借入金のある方は、計算明細表がありますか？（30年中に支払った借入利息がわかるもの）
	源泉徴収簿（専従者・従業員）の源泉税領収証書（納付書）がありますか？
	医療費の平成30年1月～12月に支払った金額の集計が出来ていますか？
	領収証は5年間保存してください。（保険等で補填される金額も集計してください）
	国民健康保険の平成30年1月～12月に支払った金額の集計が出来ていますか？
	国民年金の平成30年1月～12月に支払った領収証書または、控除証明書はありますか？
	領収証書の原本または、控除証明書の添付が義務付けられましたので必ずご持参ください。
	国民年金基金の控除証明書がありますか？（加入者のみ）
	介護保険の平成30年1月～12月に支払った金額の集計が出来ていますか？
	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の控除証明書がありますか？（加入者のみ）
	地震保険料、長期損害保険料の控除証明書がありますか？（加入者のみ）
	小規模企業共済の控除証明書がありますか？（加入者のみ）
	下書きはお済みですか？申告会で送付した決算書・申告書の下書き用をご利用ください。
	朱肉印鑑（認印で可）はありますか？（シャチハタ印不可）
	その他、株式等・土地・建物の売買のあった方は事前に内訳書の作成が出来ていますか？
	青色申告特別控除65万円を受けられる方は必ず帳簿をご持参ください。
	e-Taxによる電子申告をされる方は、住基カードまたは、マイナンバーカードはありますか？
	ログイン番号パスワードはわかりますか？電子証明書は更新しましたか？
	譲渡所得の内訳書（申告期間中の譲渡所得の内訳書の作成は行いません）
	株式等の計算明細書（申告会での、株式等の計算明細書の作成は行いません）
	確定申告をする方及び控除対象配偶者や扶養親族の身分証明書とマイナンバー通知カード若しくはマイナンバーそのものの控え（マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード）
	税務署より発送されている平成30年分確定申告のお知らせハガキ（青色の6面刷り）

※12月初旬に送付しました「もうすぐ確定申告です！申告に必要な書類はお揃いですか？」
と併せてご参照ください。